

京都市教育長訓令甲第4号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市教育長 在田正秀

目次中「第9条」を「第13条」に、

「第3章 情報システムの適正な利用（第10条～第13条）

第4章 情報セキュリティの確保（第14条～第17条） を

第5章 雑則（第18条） 」

「第3章 情報セキュリティの確保（第14条～第17条） に改める。

第4章 雑則（第18条） 」

第2条第3号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第3章を削る。

第9条中「情報セキュリティ担当者」を「情報セキュリティ管理者」に改め、同条を第12条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（緊急時即応体制）

第13条 情報セキュリティ統括者は、教育委員会事務局等が保有する情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「事故」という。）が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態（以下「事故の発生等」という。）に迅速かつ適切に対応するため、次に掲げる事務を統括する。

- (1) 事故の発生等の際し、被害を最小限にとどめ、又は未然に防止するために必要な措置を講じること。
- (2) 情報セキュリティ対策に係る他の局等その他関係機関等との連絡及び調整に関すること。

2 次に掲げる者は、情報セキュリティ統括者の指揮に従い、前項各号に掲げる事務に従事する。

(1) 情報セキュリティ管理責任者

(2) 前号に掲げる者のほか、情報セキュリティ統括者が指名する総務部総務課及び学校事務支援室に属する職員

第8条の見出しを「(情報セキュリティ管理者)」に改め、同条中「情報セキュリティ担当者」を「情報セキュリティ管理者」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出しを「(情報システム管理者)」に改め、同条第1項中「情報システム業務責任者(以下「業務責任者」という。)」を「情報システム管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「業務責任者」を「情報システム管理者」に改め、同条を第10条とする。

第6条第1項中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同項第1号中「関すること」の右に「(情報セキュリティの確保に係るものを除く。)」を加え、同項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

4 推進統括者は、必要があると認めるときは、第10条に規定する情報システム管理者に対し、情報システムの運用及び管理の状況について報告を求めることができる。

第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(情報セキュリティ統括者)

第8条 教育委員会事務局に、最高情報セキュリティ責任者を補佐するため、情報セキュリティ統括者を置く。

2 情報セキュリティ統括者は、総務部学校事務支援室長をもって充てる。

3 情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

(情報セキュリティ管理責任者)

第9条 教育委員会事務局に、情報セキュリティ統括者を補佐するため、情報セキュリティ管理責任者を置く。

2 情報セキュリティ管理責任者は、総務部学校事務支援室の情報化に関する事務を担当する担当課長(当該担当課長が置かれていないときは、教育長があらかじめ定める職員)をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティ統括者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

第5条第3項中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に改め、同条を第6

条とする。

第4条の見出しを「(最高高度情報化推進責任者)」に改め、同条第1項中「高度情報化推進統括責任者」を「最高高度情報化推進責任者」に、「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同条第2項中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、「係る事務」の右に「(情報セキュリティの確保に係るものを除く。)」を加え、同項第1号中「企画」の右に「(情報セキュリティの確保に係るものを除く。)」を加え、同項第2号中「情報システム」を「前号に掲げるもののほか、情報システム」に改め、同項第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(最高情報セキュリティ責任者)

第5条 教育委員会事務局に、最高情報セキュリティ責任者を置く。

- 2 最高情報セキュリティ責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 最高情報セキュリティ責任者は、教育委員会事務局等の情報セキュリティの確保に係る事務の責任者として、次に掲げる事務を統括する。
 - (1) 情報セキュリティの確保に係る計画の企画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保に関すること。

第14条中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に、「情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故(以下「情報セキュリティ事故」という。))」を「事故」に改める。

第15条見出しを「(事故発生時の対応)」に改め、同条第1項中「情報セキュリティ担当者及び業務責任者」を「情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者」に、「情報セキュリティ担当者等」を「情報セキュリティ管理者等」に、「情報セキュリティ事故」を「事故」に、「推進統括者」を「情報セキュリティ管理責任者」に改め、同条第3項中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に、「推進統括者」を「情報セキュリティ統括者」に、「情報セキュリティ事故」を「事故」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「推進統括者」を「情報セキュリティ管理責任者」に、「情報セキュリティ担当者等」を「情報セキュリティ管理者等」に改め、「、軽易な情報セキュリティ事故を除き」を削り、「統括責任者」を「情報セキュリティ統括者」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 情報セキュリティ統括者は、前項の報告を受けたときは、軽易な事故を除き、直ちに最高情報セキュリティ責任者及び監理者に報告しなければならない。

第16条第1項中「推進統括者」を「情報セキュリティ統括者」に改め、同条第2項中「推進統括者」を「情報セキュリティ統括者」に、「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に改める。

第17条中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に改める。

第4章を第3章とする。

第18条中「統括責任者」を「総務部長」に改める。

第5章を第4章とする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)